

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	令和元年度	次回見直し予定	令和6年度
条 例 名	神奈川県看護師等修学資金貸付条例				
条 例 番 号	昭和39年神奈川県条例第40号	法 規 集	第8編第2章第3節		
所 管 室 課	健康医療局保健医療部医療課				
条 例 の 概 要	将来県内において、保健師、助産師、看護師等（以下「看護師等」という）の業務に従事する有能な人材を育成するため、神奈川県看護師等修学資金（以下「修学資金」という）の貸付に関し必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	将来県内において、看護師等の業務に従事する人材を育成、確保するため、修学資金の貸付に関し定める条例であり、現在でも必要な条例である。			
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	修学資金貸付者は大部分が県内で就業しており、県内の有能な看護人材の育成・確保に有効に寄与している。			平成30年度 （貸付者） 県内就業数/ 卒業数 175人/190 人
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	修学資金の額、区分、返還方法等については、いずれも適当であり、効率的な事務執行がなされている。			
	基本方針適 合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	神奈川県保健医療計画において、医療従事者の確保対策の推進をしているところであり、修学資金の貸付を規定する本条例の内容は、県政の基本的な方針に適合している。			
	適法性 （ 憲法、法令 に抵触し ないか。 ）	修学資金の貸付、返還、免除等について規定するものであり、憲法、法令には抵触しない。			
	その他	准看護師課程への貸付もできる旨規定されているが、現在准看護師課程への貸付は行っていないので、その部分を今後削除する必要がある。			第4条 表中下段
見 直 し 結 果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。		理 由 等 准看護師課程への貸付について、対象者がいないため、条例の改正を検討する必要がある。		